

2020・12・15

# 論説

## 児童手当の縮小

### 子育て支援が後退する

政府は全世代型社会保障検討会議を開き、子育て世帯に給付している児童手当の縮小を決めた。一部とはいえ手当のカットは公助より自助を求めるものだ。政府の少子化対策の後退ではないか。

児童手当は中学生以下の子どもがいる世帯に年齢などに応じて一人あたり月一万〜一万五千円を給付する。夫婦の多い方の年収が九百六十万円未満の世帯が対象だ。年収がそれ以上の世帯には月五千円を特例で給付している。縮小案は新たに所得制限を設け、年収千二百万円以上の対象世帯の特例給付を打ち切るものだ。

縮小の理由は、解消が求められている待機児童の対策費用を捻出するため、児童手当の縮小で約二百七十億円の財源が出る。

確かに待機児童対策は喫緊の課題だが、その財源を同じ子育て支援策を削って確保するの考えは疑問だ。国内総生産（GDP）に占める子育て支援策など家族関係社会支出の比率（二〇一七年度）は日本は1.58%。スウェーデンの3.54%や英国の3.46%、フランスの2.93%の半分程度だ。少子化対策が進むわが国の現状でも日本は財源が少な

い。本来なら政府は、子育て予算の増額に努めるべきだろう。政府は「少子化を「困難」と呼んでいるが、児童手当を削るようでは本気で対策に取り組んでいるように見えない。

菅政権は税制も含めた財源確保の議論には後向きだ。取りやめたいところから取る姿勢では少子化はじめても克服できぬ。

かつての問題がある。旧民主憲法は政権を担った当時、所得で納税をせず全子育て世帯に給付する「子ども手当」を設けた。子どもがこれらに給付するの考え方は「社会で子育てを支える」との理念から出て理解できた。

育児の義務は一義的には子育て世帯にあるが、少子化を個人の「自助」だけでは乗り切れない現状では、子ども手当の創設は重要な政策転換だった。

その後、旧民主憲法、公明二党の合意で、今の児童手当へと制度が変わる際も、特例給付と同じ形で理解を求められた。

給付に所得制限を設ける考え方は自助を求めるものだ。負担能力のある世帯には給付のカットではなく、税や社会保険料で自分の負担を求めざるを得ない。

今回の縮小で約六十一万人の子どもの給付がなくなる。子育ての負担は公助より自助を求めることになる。